

珠洲市賃貸住宅 「コーポ晴気台」

住まいのしおり

珠洲市環境建設課

電話0768-82-7756

■目次

1. コーポ晴気台について.....	1～3
2. 入居の手続き.....	4～5
3. 家賃・駐車場使用料等（家賃等）のお支払い.....	6
4. 入居中の申請・届出.....	7
5. 住戸の修繕.....	8
6. 退去の手続き.....	9～10
7. 禁止事項・注意事項.....	11～12
8. 法令違反による明渡し.....	13
9. 駐車場位置図.....	14
10. 各種様式.....	15～27
11. 各種お問い合わせ先.....	28

1

コーポ晴気台について

■住所

〒927-1215

石川県珠洲市上戸町北方27字47番地2

■入居要件

- (1) 入居する日以降において本市に住所を有する方であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 入居申込者及び同居者が暴力団関係者ではないこと。
- (4) 入居申込者及び同居者の前年の所得金額（給与所得については、給与所得控除後の金額）が、年間家賃の3倍以上（126万円以上）であること。
- (5) (4)と同程度以上の収入のある連帯保証人がいること。

■入居申込に必要な書類

入居申込書等に必要事項を記載して、次の書類を添えて提出してください。

- (1) 入居予定者全員及び連帯保証人の住民票（転入の方は珠洲市に転入後）
- (2) 入居予定者全員及び連帯保証人の収入額を証する書類
（所得課税証明書や源泉徴収票など）（遺族年金などの場合は年金通知書など）
- (3) 入居予定者全員及び連帯保証人の納税証明書（滞納がないことの証明）
- (4) 入居代表者及び連帯保証人の印鑑証明書
- (5) 駐車場を使用する場合は駐車場使用申込書と車検証の写し

■家賃

月額35,000円（共益費を含みます）（別に自治会費があります）

毎月月末にその月分の家賃を納付していただきます。

■駐車場使用料

1台あたり 月額600円

毎月月末にその月分の家賃と合わせて納付していただきます。

■敷金

敷金70,000円（家賃2カ月分）

入居までに納付してください。

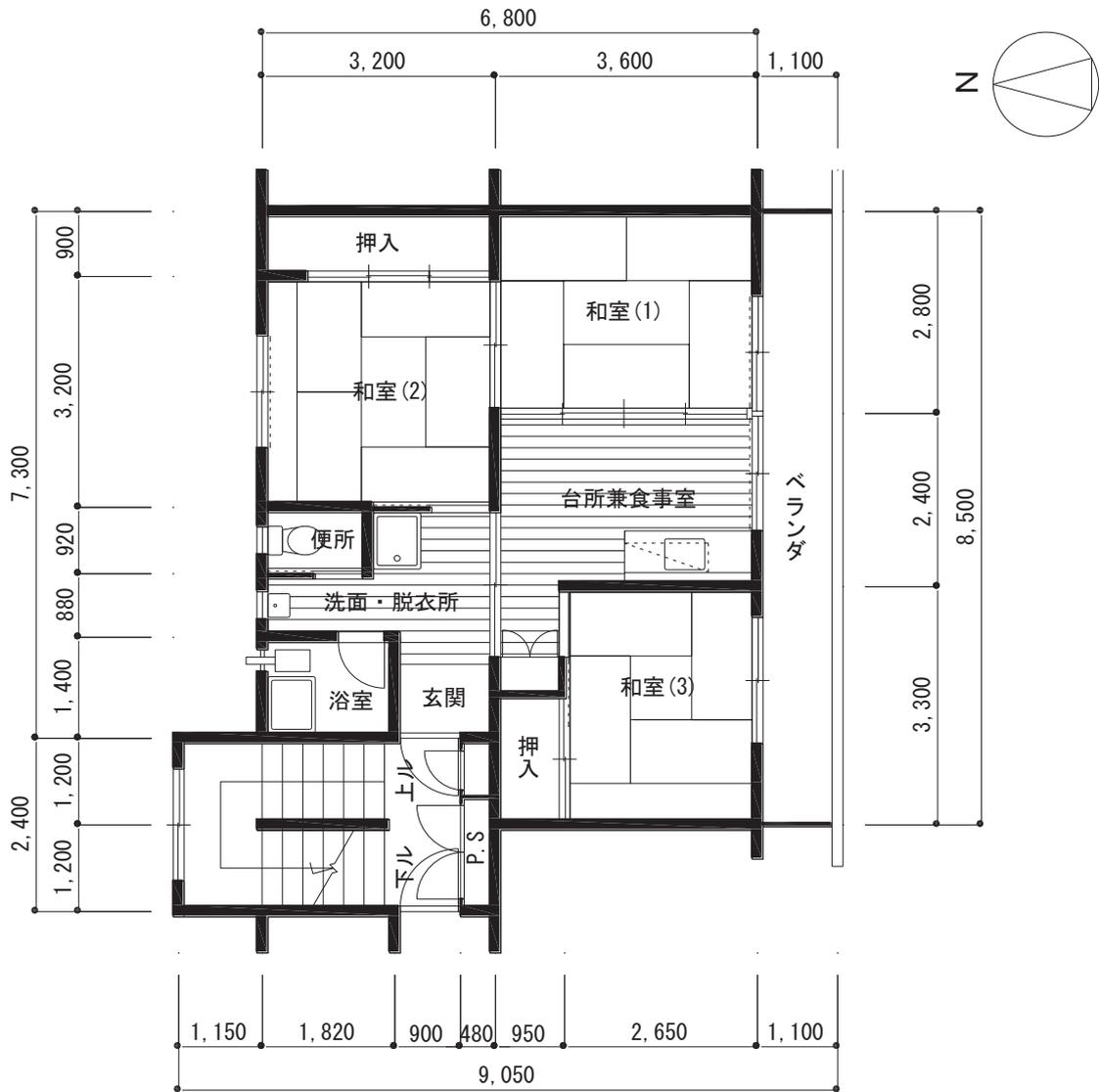
コーポ晴気台

3DK (階段型) -51型L

2~5階平面図

住宅専用部分面積 53.96㎡

バルコニー面積 9.35㎡



住戸の設備等

室名	給排水・衛生・ガス設備等		電気設備
和室(1)	6畳	クーラー用スリーブ上下・インサート	TV端子、クーラー用コンセント
和室(2)	6畳		
和室(3)	4.5畳		TV端子
台所兼食事室	5畳	湯沸器用水道・ガス接続口 ダクト用換気扇	電話線取出口、訪問ブザー 防犯用押しボタン
浴槽	浴槽、バランス型風呂釜		照明器具
便所	洋風大便器、平付手洗付ロータンク		照明器具、コンセント
洗面・脱衣室	洗面器、洗濯機用防水パン		照明器具
玄関			照明器具、分電盤
バルコニー	物干金具、クーラー用インサート		
P・S	水抜栓		

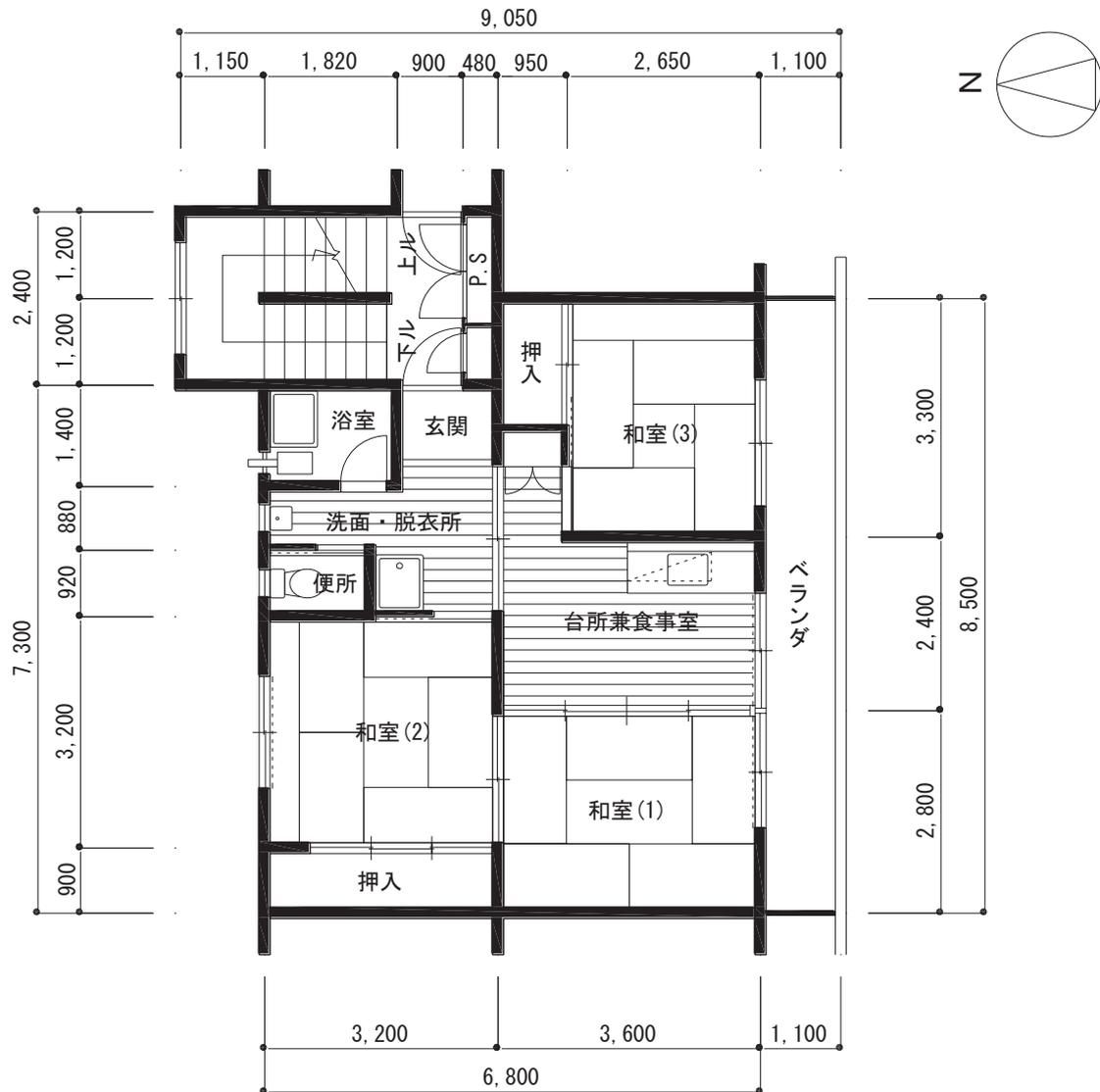
コーポ晴気台

3DK(階段型) - 51型R

2~5階平面図

住宅専用部分面積 53.96㎡

バルコニー面積 9.35㎡



住戸の設備等

室名	給排水・衛生・ガス設備等		電気設備
和室(1)	6畳	クーラー用スリーブ上下・インサート	TV端子、クーラー用コンセント
和室(2)	6畳		
和室(3)	4.5畳		TV端子
台所兼食事室	5畳	湯沸器水道・ガス接続口 ダクト用換気扇	電話線取出口、訪問ブザー 防犯用押しボタン
浴槽	浴槽、バランス型風呂釜		照明器具
便所	洋風大便器、平付手洗付ロータンク		照明器具、コンセント
洗面・脱衣室	洗面器、洗濯機用防水パン		照明器具
玄関			照明器具、分電盤
バルコニー	物干金具、クーラー用インサート		
P・S	水抜栓		

2

入居の手続き

入居の際には次のような手続きが必要です。ひとつひとつお確かめください。

入居の流れ



1 賃貸借契約締結

入居前に必ず、賃貸借契約書の内容をご確認ください。

2 水道・電気・ガスの申込み

水道・電気・ガスに関する手続きは、入居者ご自身で各事業者にご連絡をしてください。

	事業者名	連絡先
水道	珠洲市環境建設課 管理係	0768-82-7781
電気	北陸電力	0120-776453 (月～土曜/9～20時受付)
ガス	リビック能登宇出津営業所	0768-62-0466

※電気の使用開始・使用停止が申込み日の翌営業日から起算して3日以上先になることもあります。インターネットからの申込みも出来るそうです。詳しくは北陸電力にお尋ねください。

3 鍵の引渡し

住宅の鍵は**2本**お渡しします。鍵の保管には十分ご注意ください。もし万が一、鍵を紛失した場合、交換費用は入居者負担となります。

4 入居

市外から転入された方は、**入居日から14日以内に同居世帯員全員の住民登録**を珠洲市役所1階市民課で行ってください。（転入手続きの際には、転出証明書が必要となりますので、引越しまでに元の住所の転出手続きをお済ませください。）

なお、転入後は入居者全員の住民票を珠洲市環境建設課までご提出ください。

5 住宅の点検

入居する住宅の設備や機器に不具合等がないかを必ず確認してください。なお、入居日から**1ヵ月以内**に申し出がなかった場合は、不具合がなかったものとして取り扱いたしますので、ご注意ください。

6 インターネット接続・その他

1) インターネット接続

インターネットをご利用の場合は、入居者ご自身で事業者に連絡をし、電話回線を接続してください。なお、退去時には必ず撤去をお願いします。接続・撤去にかかる工事費は入居者負担となります。

2) ケーブルテレビの加入

ケーブルテレビは全戸加入しています。（基本料は珠洲市負担）

3) 名前の表示

郵便物等の誤配送を避けるためにも、表札や郵便受けに名前を表示してください。

4) 自治会

コーポ晴気台には自治会があり、住民のみなさんで運営しています。また、住宅の生活環境の維持のため、自治会費を徴収しています。自治会費は住宅敷地内の除草やごみ集積所の清掃費、除雪費用等に充てています。自治会の詳細については、自治会長に直接ご相談ください。

3

家賃・駐車場使用料等（家賃等）のお支払い

1 支払方法

1) 支払期日

毎月月末までに口座振替もしくは環境建設課が送付する納付書により納付してください。

2) 期日までに納付が確認できない場合

残高不足等によって口座振替ができなかった場合や、期日までに納付が確認できなかった場合は督促状を送付します。残高不足の場合は、再度口座から引落しすることができないので、同封する納付書を持参し、環境建設課もしくは金融機関窓口で納付してください。

3) 家賃等を滞納された場合

督促状に記載された納期限までに支払われない場合は、連帯保証人の方にもご連絡させていただく場合があります。

家賃等を3ヵ月分以上滞納すると賃貸借契約を解除し、住宅・駐車場を明け渡していただくこととなりますのでご注意ください。

2 その他

1) 家賃等の日割計算

入居月や退去月の賃借期間が1ヵ月に満たない場合は、1ヵ月を30日として日割計算をし、100円未満の端数が生じたときは切り捨てた額とします。
※家賃・駐車場使用料についてそれぞれ計算後に合算します。

$$\text{日割家賃等} = \text{月額家賃等} \div 30 \text{日} \times \text{利用日数} \text{（100円未満切り捨て）}$$

2) 共益費

毎月お支払いいただく家賃の中には共益費が含まれています。共益費は敷地内照明灯の電気料や給水施設の維持管理費用、その他住民みなさまの共通の利益を図るために要する費用に使われます。

4

入居中の申請・届出

1 申請・届出一覧

(1) 駐車場使用申込書	駐車場の利用を希望される方は、駐車する自動車の 自動車検査証の写し を添付して申込みをしてください。
(2) 同居承認申請書	同居させたい親族がいる場合は、同居しようとする方の 住民票及び納税証明書 を添付し、提出してください。
(3) 入居者異動届	同居者が出生により増員または死亡や転出により減員した場合は、以下の書類を添付して速やかに提出してください。 ●出生：出生した子の住民票の妙本または母子手帳の写し ●死亡：死亡した人の住民票の除票又は火葬許可書の写し ●転出：転出した人の住民票の除票又は転出先の住民票の写し
(4) 住宅・駐車場長期間不使用届	15日以上 継続して不在とする場合は、提出してください。なお、 <u>不在期間中も家賃等はお支払いいただきます。</u>
(5) 再契約申込書	2年度に1度契約の更新が必要となります。再契約の意向がある場合は、市からの賃貸借契約終了の通知が届いてから 6ヵ月以内 に申込みをしてください。 <u>再契約の申込みがない場合は、賃貸借契約は終了します。</u>
(6) 住宅解約届	解約をしたい場合は、 1ヵ月前まで 提出してください。
(7) 住宅明渡し届	住宅の明渡しの日の 5日前まで に提出してください。
(8) 駐車場明渡し届	駐車場の明渡しの日の 5日前まで に提出してください。

5

住戸の修繕

1 入居者負担の修繕

	種別	修繕内容
1	障子紙の劣化・破れ	張替え
2	ふすま紙の破れ	張替え
3	台所・浴室排水口目皿	取替え
4	水栓	コマ・パッキンの取替
5	照明器具の球	球交換
6	鍵の紛失	鍵の作製 ※玄関錠取替希望の場合は 玄関錠取替、鍵の作製（予備含め）
7	通常の清掃を怠った汚れ等	クリーニング
8	入居者の故意・過失等によって 生じた破損等	修繕

※その他退去する場合には、原状回復を行ってください。

※タバコのヤニが壁や天井につくと、入居者負担の修繕費用が嵩みますので
室外で喫煙してください。

※鉄筋コンクリートの建物のため、湿気が溜まりやすいので、こまめに換気を行っ
てください。

※お風呂場の前の床にバスマットを置きっぱなしにすると床が傷みやすいので、置
きっぱなしにしないようにしてください。

※排水溝にゴミが詰まって水が溜まると、バランス釜に浸水する場合があるので、
こまめに掃除してください。

6

退去の手続き

退去の際には次のような手続きが必要です。ひとつひとつお確かめください。

退去の流れ



1 解約届等提出

- ・ 珠洲市賃貸住宅解約届（退去の1カ月前までに提出）
- ・ 珠洲市賃貸住宅明渡し届（退去の5日前までに提出）
- ・ 珠洲市賃貸住宅駐車場明渡し届（駐車場を利用している台数分）
- ・ 敷金の保管証書（下部に新住所と氏名を記入し押印したもの）

また、転居・転出の手続きを珠洲市役所1階市民課でおこなってください。
家賃や駐車場使用料は1カ月を30日として日割り計算した額を請求します。

2 水道・電気・ガス契約解除

各契約を退去までに解約し、利用料を精算してください。
また、インターネットの契約をしていた場合、電話回線などすべて撤去してから退去してください。

3 退去立会い

清掃し、荷物などを全て出した後、退去の立会いを行います。退去日に立会いをすることが難しい場合は、退去の前に立会いをおこない、修繕箇所や残置物の有無などを確認します。（自転車やバイクも忘れずに撤去してください）

どうしても立会いが出来ない場合、残置物は入居者負担で処分します。修繕部分の確認のためにも、検査に立会うようにしてください。（土日、祝日の立会いは出来ません）

4 鍵返却

入居時にお渡しした鍵を返却してください。（合鍵（自身で複製した鍵）含む）鍵の返却だけならば土日・祝日でも可能です。平日の場合は環境建設課へ、土日・祝日の場合は市役所の日直へ返却してください。

5 敷金精算

入居時にお預かりした敷金を退去する際に、敷金を無利子で返還します。退去の立会いで確認した修繕箇所について、入居者負担の分を計算します。お預かりしている敷金から差し引かせていただき、足りない場合は追加で請求いたします。また、家賃や駐車場使用料の滞納や住宅賃貸契約上、入居者が履行すべき債務がある場合は、その債務の額を敷金から差し引きます。

修繕費用を計算し、敷金の返還（追加徴収）には時間がかかりますのでご了承ください。また、敷金の返還（追加徴収）は基本的に環境建設課の窓口にて受け渡しとなっております。環境建設課に来ることが難しい場合は、口座振込（振込手数料は返還金の中から引かせて頂きます）を利用できます。（返還の場合のみ）

追加徴収になる場合は、現金封筒での郵送をご利用ください。

1 動物の飼育禁止

他の方に迷惑をかけない方法で小鳥や魚等を飼育することは差しつかえありませんが、その他の動物（犬（盲導犬を除く）、猫）等を飼育することは禁止しています。

2 住宅の転貸および用途外使用の禁止

住宅の全部または一部を他人に転貸したり、住宅を借りる権利を他の人に譲ったりすることは一切禁止しています。また、民泊行為等、住宅を居住の用途以外に使用することはできません。

3 無断駐車の禁止

パトカー、救急車、消防車、ゴミ収集車、引越し用の自動車など珠洲市が認めた車を除き、駐車場以外の場所での敷地内駐車を一切禁止しております。

敷地内での無断駐車は、車のかげからの子供の飛び出し事故などの原因となるだけでなく、緊急車両等の妨げとなります。

敷地内での無断駐車は、絶対にやめてください。

4 火災予防・安全対策

ガス機器付近に引火の恐れのあるものを置かないでください。また、コンセントにホコリがたまらないように、日頃から管理をお願いします。

集合住宅はちょっとしたことで大事故につながる可能性がありますので、火災予防・安全対策は徹底してください。

5 駐輪場の使用について

駐輪場は入居者が自転車やバイクを置く共有の場所です。

自動車のタイヤなど自転車やバイク以外のものを置かないでください。

また、不要になった自転車やバイクは各自で処分してください。

6 自治会について

①コーポ晴気台自治会とは

コーポ晴気台入居者の皆さんがより快適で安全な日常生活を送ることを目的として、入居者同士が協力し合うために設置されています。原則として、入居者の皆さん全員に入会いただいています。

②自治会の業務について

自治会は、①の目的を達成するために、次のようなことをしています。

1. 市役所や地域の学校などからのお知らせ（広報や学校たより）の配布
2. 敷地内の草刈りや冬季積雪時の除雪など、共同スペースの維持管理
3. ごみステーションの清掃・維持管理など

③入居者の皆さんにお願いしたいこと

自治会の活動は、入居者おひとりおひとりの積極的なご参加、ご協力をいただくことによって成り立っています。つきましては、以下の点にご協力をお願いいたします。

1. 自治会費の納入（年2回）
2. ごみ出しルールの無視や路上駐車など他の入居者の迷惑になるようなことは慎む
3. 各班共同スペースの掃除当番
4. 班長への就任（1年ごとの輪番制です。原則として順番に就任していただいています）

※班長になった場合、役員（区長・副区長・会計・ごみステーション掃除当番）に就任いただく場合があります。

8

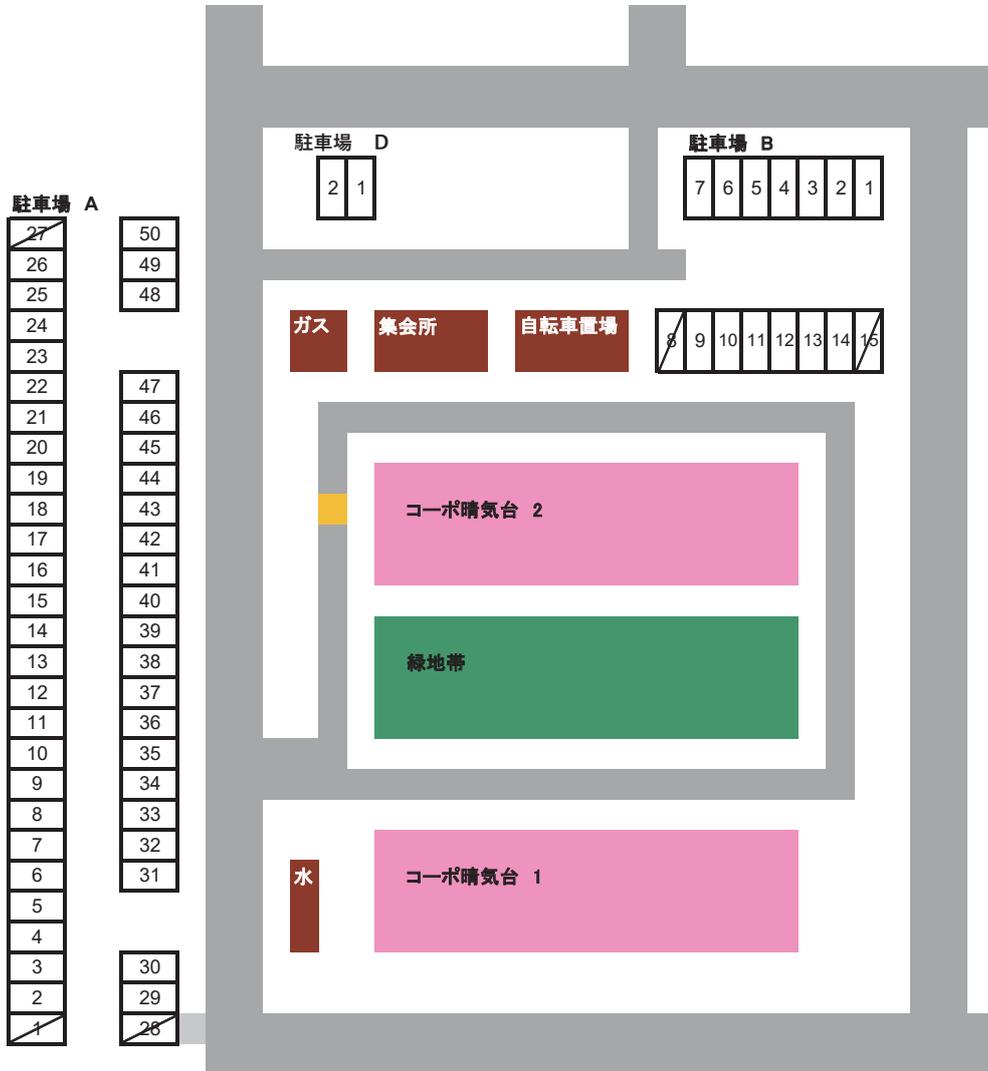
法令違反による明渡し

次の場合は、賃貸住宅を明渡しさせていただきます。

1. 不正な行為によって入居したとき、あるいは入居後に不正な行為をおこなったとき。
2. 家賃を3ヵ月以上滞納したとき。
3. 住宅の増築・模様替えをした。あるいは住宅以外の用途に使用したとき。
4. 住宅または共同施設を故意に損傷したとき。
5. 犯罪行為を行ったとき。
6. 反社会的団体の構成員またはこれに準ずると判明したとき。あるいは、それらの者の事務所や宿泊所に使用したとき。
7. その他
次の行為を行ったとき。
 - (1) 鉄砲、刀剣類または発火性のある危険な物品の製造または保管。
 - (2) 大型の金庫等、大重量の物品の搬入または設置。
 - (3) 排水管を腐食させるおそれのあるものを流出。
 - (4) 大音量を発するなど、騒音の発生。
 - (5) 環境を乱し、他の入居者に迷惑を及ぼす行為。

9

駐車場位置図



駐車場収容台数

駐車場 A	47
駐車場 B	13
駐車場 C	49
駐車場 D	2
合計	111 ※使用不可含まず

使用状況

- 使用不可 (1・27・28は冬は雪が積もるため)
- 使用可能

7	1
	2
	3
	4
	5
	6

駐車場 C

8	19
9	20
10	21
11	22
12	23
13	24
14	25
15	26
16	27
17	28
18	29
	30
	31
	32
	33

防火水栓

34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49

■ 入居に関する書類

- (1) 珠洲市賃貸住宅入居申込書
- (2) 定期建物賃貸借契約に係る重要事項についての説明書
- (3) 珠洲市賃貸住宅同居承認申請書
- (4) 珠洲市賃貸住宅入居者異動届
- (5) 珠洲市賃貸住宅再契約申込書
- (6) 珠洲市賃貸住宅駐車場使用申込書
- (7) 珠洲市賃貸住宅（駐車場）長期不使用届

■ 退去に関する書類

- (8) 珠洲市賃貸住宅解約届
- (9) 珠洲市賃貸住宅明渡し届
- (10) 珠洲市賃貸住宅駐車場明渡し届

珠洲市賃貸住宅入居申込書

珠洲市長 泉谷満寿裕 殿

次のとおり、珠洲市賃貸住宅「コーポ晴気台」の入居を申込みます。

1 申込者

ふりがな 氏名 ①	住 所 電話番号
---	-----------------

2 親族の状況

入居予定者	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	現在の 状況	職業	勤務先等	(注)4の該 当の有無
			本人		同居 別居		電話番号
				同居 別居		電話番号	
				同居 別居		電話番号	
				同居 別居		電話番号	

3 現在の居住状況

- | | | | |
|---------------------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 持家 | <input type="checkbox"/> 借家 | <input type="checkbox"/> 民間アパート | <input type="checkbox"/> 間借り |
| <input type="checkbox"/> 公営賃貸住宅 | <input type="checkbox"/> 寮 | <input type="checkbox"/> その他() | |

4 添付書類

- (1) 入居予定者全員の住民票の写し
- (2) 入居申込者の前年の収入額を証する書類
- (3) 同居予定者が婚約者の場合は、媒酌予定者又は双方の親の婚約証明書
- (4) 入居予定者全員の納税証明書(非課税の者を除く。)

【注】

- 1 枠内のみ記入してください。
- 2 記載事項が事実と相違した場合は、申込みを無効とすることがあります。
- 3 添付書類を全部そろえた上で提出してください。
- 4 契約の解除条件は次の区分によります。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団の構成員であること。
 - (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第4条の規定に該当する団体の構成員であること。
 - (3) 上記(1)、(2)に準ずると認められる者であること。

定期建物賃貸借契約に係る重要事項についての説明書

令和 年 月 日

貸主（甲） 珠洲市

代表者 珠洲市長 泉谷 満寿裕 ⑩

次の住宅について定期建物賃貸借契約を締結するにあたり、借地借家法第 38 条第 2 項及び珠洲市賃貸住宅の設置及び管理に関する条例に基づき、次のとおり説明します。

- 1 次の住宅の賃貸借契約は、更新はなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、次の住宅を明け渡さなければなりません。
- 2 契約期間満了日において下記住宅に係る乙の債務不履行が存在するときは、再契約は行いません。
- 3 甲は、乙が次に掲げる行為を行ったとき、又は次の要件に該当すると認められるに至ったときは、当該賃貸借契約は解除することができます。
 - (1) 乙が犯罪行為等、警察の介入を生じさせる行為を行ったとき。
 - (2) 乙が反社会的団体の構成員又はこれに準ずる者であると判明したとき。
 - (3) 乙が本物件を前号に掲げる者の事務所や宿泊所に使用したとき。

(1) 住 宅	名 称	「コーポ晴気台」	号棟	号室
(2) 契約期間	始 期	令和 年 月 日	から	
	終 期	令和 年 月 日	まで	

上記住宅について、借地借家法第 38 条第 2 項及び珠洲市賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項による説明を受けました。

令和 年 月 日

借主（乙）住所

氏名（入居者代表者） ⑩

年 月 日

珠洲市長

賃貸住宅の名称
コーポ晴気台
代表入居者氏名

号棟
号室
印

珠洲市賃貸住宅同居承認申請書

次の者を同居させたいので申請します。

同居希望者	続柄	生年月日	現住所	勤務先等
同居開始希望日	年 月 日から			
理由				

添付書類 同居の承認を得ようとする者の住民票の写し

年 月 日

珠洲市長

賃貸住宅の名称

コーポ晴気台

号棟

号室

氏名

印

珠洲市賃貸住宅入居者異動届

次のとおり異動がありましたので、届け出ます。

異動者氏名	続柄	生年月日	異動年月日	異動事由	異動先住所
				出生・死亡・ 転出・その他	
				出生・死亡・ 転出・その他	
				出生・死亡・ 転出・その他	
その他の理由					

添付書類

- 1 出生の場合 出生した子の住民票の抄本又は母子手帳の写し
- 2 死亡の場合 死亡した人の住民票の除票又は火葬許可書の写し
- 3 転出の場合 転出した人の住民票の除票又は転出先の住民票の写し

年 月 日

珠洲市長

住 所
氏 名 印
電話番号

珠洲市賃貸住宅再契約申込書

年 月 日で契約期間が満了になる次の住宅について、再契約したいので申込みます。

現在入居している住宅	名称	コーポ晴気台	号棟	号室
------------	----	--------	----	----

入 居 者	氏 名	続柄	生年 月日	現在 の 状況	職業	勤務先
		本人		同居 別居		電話番号
				同居 別居		電話番号
				同居 別居		電話番号
				同居 別居		電話番号
				同居 別居		電話番号
				同居 別居		電話番号
				同居 別居		電話番号

様式第16号(第18条関係)

年 月 日

珠洲市長

賃貸住宅の名称

コーポ晴気台 号棟 号室

氏名 印

珠洲市賃貸住宅駐車場使用申込書

次のとおり駐車場を使用したいので、珠洲市賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第18条の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

自動車の登録番号	
車種及び色	
使用希望期間	年 月 日から

添付書類：当該駐車場に駐車する自動車の自動車検査証の写し

年 月 日

珠洲市長

賃貸住宅の名称

コーポ晴気台

号棟

号室

代表入居者氏名

印

珠洲市賃貸住宅(駐車場)長期不使用届

次の理由により賃貸住宅(駐車場)を15日以上使用しない予定であるので、珠洲市賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第19条第6項(第31条において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

記

使用しない期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用しない理由	

年 月 日

珠洲市長

賃貸住宅の名称

コーポ晴気台

号棟

号室

氏名

印

珠洲市賃貸住宅解約届

次により賃貸住宅の賃貸借契約を解約したいので、珠洲市賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第22条第1項の規定により申し出ます。

立会検査の連絡先	1 自宅	電話
	2 勤務先	電話
	3 その他	電話
移 転 先	〒	
解 約 理 由		
引越予定年月日	年 月 日	解約予定日 年 月 日

年 月 日

珠洲市長

賃貸住宅の名称

コーポ晴気台

号棟

号室

氏名

印

珠洲市賃貸住宅明渡し届

賃貸住宅を珠洲市賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第25条第1項の規定により明け渡しますので、届け出ます。

注意事項

- (1) この届は、明渡しの5日前までに持参してください。
- (2) 明渡しの日までに、電気、ガス、水道、下水道等の使用料を清算し、必要な手続を行ってください。
- (3) 明渡しの日までに、区長(自治会長)等に退去する旨、連絡を行ってください。
- (4) 明渡しの日までに、模様替箇所の原状回復を行ってください。
- (5) 明渡しの日までに、部屋の清掃を行ってください。
- (6) 入居者負担の退去修繕箇所は、立会検査の時に指示しますから、修繕はそれ以後に行うこととなります。

※ 次の太枠内は、賃貸住宅解約届を提出していない場合又はその内容が変更になった場合のみ記入してください。

立会検査の連絡先	1 自宅	電話
	2 勤務先	電話
	3 その他	電話
移 転 先	〒	
明 渡 し 理 由		
引越予定年月日	年 月 日	明渡し予定日 年 月 日

(記入不要)

家賃	1 完納 2 未納(円)納入期日 年 月 日		
模様替え等 に対する処 理			
検査年月日 (1回目)	年 月 日	検査年月日 (2回目)	年 月 日
口座の有無	有・無		
修繕等指示 の状況			
備考			

様式第14号(第16条関係)

年 月 日

珠洲市長 様

賃貸住宅の名称
コーポ晴気台 号棟 号室
氏名 印

珠洲市賃貸住宅駐車場明渡し届

次のとおり駐車場を明け渡しますので、珠洲市賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第16条の規定により届け出ます。

駐 車 場 の 区 画	番区画
明渡しの予定年月日	
明 渡 し の 理 由	
備 考	

1 住宅・駐車場に関して

●環境建設課 建築住宅係  82-7756

【夜間・休日・年末年始など閉庁日の場合】

●珠洲市役所 当直室  82-2222

2 ゴミに関して

●環境建設課 環境係  82-7743

【引越などで一度に大量のゴミがでた場合の搬入先】

・燃やすごみ、燃やさないごみ

●奥能登クリーンセンター  62-8222

・埋立ごみ

●珠洲市一般廃棄物埋立処分場  82-5329

3 その他

●水道 ⇒ 環境建設課 管理係  82-7781

●電気 ⇒ 北陸電力  0120-776453

(月～土曜日/9～20時受付[祝日・年末年始を除く])

●ガス ⇒ リビック能登宇出津営業所  62-0466